

工作物石綿事前調査者講習開催のご案内

※本部講習会のライブ配信によるサテライト方式講習会 ・ 定員15名でゆったり受講

一般社団法人 日本ボイラ協会岐阜支部

2026年1月1日から、施工業者は、工作物に関する石綿事前調査については、事前調査実施者は「一定の講習を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者でなければならない。」ことが義務付けられることになりました。

報告対象とする工作物については、石綿を含むおそれが高い「特定工作物」と、「その他の工作物」に分けられますが、詳細は下表のとおりです。

なお、事前調査等の記録には「調査者の氏名、資格の内容」等の記載が必要です。



工作物	特定工作物のうち次のもの	
	○ 炉設備(ボイラー・圧力容器、反応槽、焼却設備等)	● 工作物石綿事前調査者
	○ 電気設備、配管設備及び貯蔵設備等	
2026年 1月1日～	○ 特定工作物のうち、建築物と一体になっている設備	● 工作物石綿事前調査者
	○ 工作物(特定工作物を除く)のうち、石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等	● 一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、及び同等以上の能力を有する者

本講習は、協会本部の会場で開催されている講習の**パワーポイントスライドの映像と講師の音声**を、講習会場に**ライブ配信**して開催する**サテライト方式講習会**です。講義終了後は、協会本部の講師とリアルタイムで質疑応答ができます。

また、本講習は、日本ボイラ協会として、工作物石綿事前調査者講習の講習機関として東京労働局に登録(登録番号石13-19)して実施するものです。

1. 講習日程及び会場

日時	会場	科目
※開始時刻は集合時刻を記載 2025年6月5日(木) 9:10～17:00	ワークプラザ岐阜 岐阜市鶴舞町2-6-7 ☎ 058-245-2411	①工作物石綿事前調査に関する基礎知識1 ②工作物石綿事前調査に関する基礎知識2 ③石綿使用に係る工作物図面調査
2025年6月6日(金) 9:20～16:30		④現場調査の実際と留意点 ⑤工作物石綿事前調査報告書の作成
2025年6月9日(月) 9:30～11:10		修了考査

※受講者の本人確認の必要上、公的機関発行の写真付き証明書(自動車免許証等)を持参してください。

2. 講習料 一般 55,000円 (内訳:受講料 50,050円 テキスト代4,950円)
(税込み) 会員 53,350円 (内訳:受講料 50,050円 テキスト代3,300円)

3. 受講資格 別紙の「受講資格要件等一覧表」をご参照ください。

4. 修了証の交付 欠講(遅刻、早退を含む)なく講習を修了され修了考査において規定の成績を得られた方には修了証を後日簡易書留で郵送します。

5. 申込先 〒500-8151 岐阜市大黒町3-1コーポマルナガ102号室
(一社)日本ボイラ協会 岐阜支部 電話 058-201-1176
FAX 058-201-1263

6. 申込方法等 下記のいずれかの方法でお申込み下さい。

- ①当支部に持参(申込書と現金持参) ②現金書留(申込書は同封)
③銀行振込(申込書は郵送)

※非会員事業場で事前の請求書交付を希望の場合は、申込書を返信用封筒とともに郵送する

振込先: 岐阜信用金庫本店 普通預金 0013350 (一社)日本ボイラ協会岐阜支部

※振り込み手数料はお申込者にてご負担願います。

既納の受講料等は、7日前から3営業日前までは50%、それ以降は全額のキャンセル料となります。

返金額は、キャンセル料とテキスト代と振込手数料を差し引いた額となります。

7. 定員 15名(定員になり次第締め切ります。)

8. テキスト、受講票 支部へ直接お申込みの場合は、その際にお渡します。
振込又は現金書留の場合は、申込書の審査・受理と入金の確認後、ご指定の宛先に郵送し

9. 再受験 修了考査が不合格の場合は、次回の日程で再受験(再受験料5,500円)が可能です。
詳細は不合格時に送付する「受講証明書」でご案内します。

10. その他 受講申込者が5人に満たなかった場合は、開催を中止する場合があります。

ご希望講習期日 2025年6月5日・6日・2025年6月9日 (3日間) ※サテライト講習

工作物石綿事前調査者講習受講申込書

※氏名は戸籍のとおり楷書で正確に記入して下さい。

※旧姓や通称の併記希望の場合は、戸籍抄本、住民票等、併記内容が確認できる書類を添付してください。

ふりがな 氏名	旧姓を使用した氏名又は通称併記の希望の有無		有	無
	併記希望の氏名又は通称			
生年月日	昭和・平成	年	月	日
現住所	〒	携帯番号	—	—

●受講資格に関する実務経験証明(石綿作業主任者等の場合は不要です。)

①別紙一覧表の区分番号	左記従事内容のとおり相違ないことを証明します。 _____年 月 日
②実務経験の内容	〒 _____ 所在地 _____
業務例 工作物の研究、工作物の設計、工作物の製作、 工作物の据付け、工作物の解体工事、工作物 の改修工事、その他(具体的に)	事業場名 _____
③実務経験期間 _____年 月 日 ~ _____年 月 日	代表者職氏名 _____ 印

※②は「工作物に関する実務」について、その内容を具体的に記入してください。

●添付書類について

- 1 本人確認のため、運転免許証(表裏)又は健康保険証(表裏)の写しを添付してください。
- 2 別紙「受講資格及び必要書類一覧」を参照し、必要書類を添付してください。

チェック欄

●写真の添付

たて30mmよこ24mmの写真(脱帽 上三分身 無背景)2枚を右の
写真貼付欄に「のりづけ」部分のみにのりづけして貼付けてください。
写真の裏面に必ず氏名、撮影年月を記入して下さい。
写真の1枚は修了証に添付しますので取外しできるように。
写真の上からセロテープで張らないでください。



	のりづけ
のりづけ	写真貼付欄
写真貼付欄	写真貼付欄

(〒 _____)	事業場所在地
事業場名	(一社)日本ボイラ協会岐阜支部の 会員・非会員)
申込み担当者	所属 氏名 TEL — —

受講料 非会員 55,000円 会員 53,350円

(合格後の修了証の送付希望先 受講者自宅 事業場の申込み担当者)

支払方法を選択し予定日を記入するとともに、送付先にチェックしてください。(入金確認後、受講票とテキストを送付します。)

(受講票・テキストの送付希望先 受講者自宅 事業場の申込み担当者)

入金予定日	申込の際当支部へ持参	現金書留による送金	銀行振込による送金
	月 日	月 日	月 日

※インボイス対応の請求書又は領収書を発行します。(両方は不可。該当事項をチェックしてください。)

<input type="checkbox"/> 請求書の発行	(メールアドレス:jba-gifu@estate.ocn.ne.jp、メールの場合も申込書原本は郵送が必要)
<input type="checkbox"/> メール送信希望	→ 申込書をPDFメールで送信していただければ、会員、非会員ともにPDFメールで発行します。
<input type="checkbox"/> 郵送希望	<input type="checkbox"/> 会員 → 申込書をFAXしていただければ、その段階で請求書を郵送します。 <input type="checkbox"/> 非会員 → 申込書と返信用封筒(110円切手貼付)を支部宛て郵送してください。
<input type="checkbox"/> 領収書の発行	(会員、非会員とも、入金確認後に受講票に同封してお送りします。)
※請求書又は領収書の宛名を選択(但し振込の場合は名義人のみ) <input type="checkbox"/> 事業場名 <input type="checkbox"/> 受講者名	

受講資格並びに必要添付書類

別紙一覧表

資格番号	受講資格	添付が必要な証明書類	必要な事業者証明
1	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し ※受講日当日にも原本をお持ちください。	不要
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書(原本)又は卒業証書(学位記)の写し	工作物業務歴(2年以上)の証明(受講申込書に記載)
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。4において同じ。)、工作物建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書(原本)又は卒業証書(学位記)の写し	工作物業務歴(3年以上)の証明(受講申込書に記載)
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して4年以上の実務の経験を有する者(3に該当する者を除く。)	卒業証明書(原本)又は卒業証書(学位記)の写し	工作物業務歴(4年以上)の証明(受講申込書に記載)
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して7年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書(原本)又は卒業証書(学位記)の写し	工作物業務歴(7年以上)の証明(受講申込書に記載)
6	工作物に関して1年以上の実務の経験を有する者		工作物業務歴(11年以上)の証明(受講申込書に記載)
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し(表裏) ※受講日当日に原本をお持ちください。	工作物石綿事前調査業務歴(5年以上)の証明(受講申込書に記載)
8	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	行政官庁による該当業務従事歴証明書	
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	行政官庁による該当業務従事歴証明書	
10	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	行政官庁による該当業務従事歴証明書	
11	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	行政官庁による該当業務従事歴証明書	
12	第一種又は第二種作業環境測定士として、工作物石綿事前調査に関し5年以上の実務経験を有する者	作業環境測定士登録証の写し(表裏) ※受講日当日に原本をお持ちください。	工作物石綿事前調査従事歴の証明書(受講申込書に記載)

※「工作物に関する実務経験」とは、工作物の研究、設計、製作又は据付け等の業務の経験をいい、これらには工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。

(注)受講資格として計上したい実務経験のある会社をすでに退職している場合は、原則として過去に在籍していた会社の現在の責任者による証明が必要になります。